

IV 資料編

- 1 策定経過概要
- 2 策定体制
- 3 審議会条例
- 4 審議会名簿
- 5 諮問
- 6 答申
- 7 第5次北茨城市総合計画後期基本計画(基本施策)とSDGsとの関連

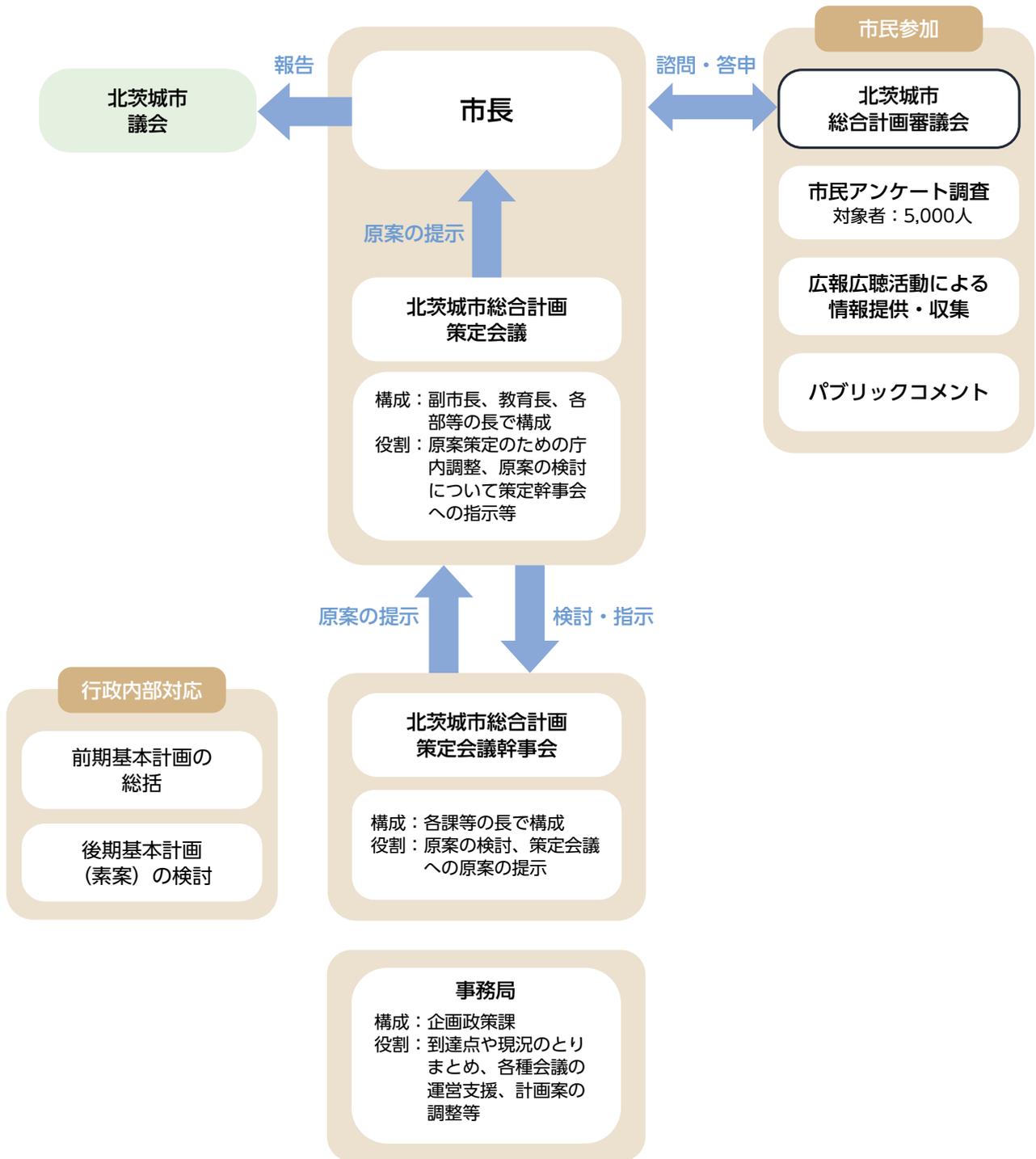
1

策定経過概要

日程	項目	内容
令和5（2023）年度		
令和5年11月15日～ 12月10日	市民アンケート調査	18歳以上の市民5,000人
令和6年1月29日・ 2月9日	後期基本計画策定に係る 職員研修会	参加人数：課長級29人、係長級49人
2月21日～3月25日	各課前期計画総括・後期計画 検討シートの作成	24課を対象に実施
令和6（2024年度）		
6月25日	第1回 幹事会・策定会議	後期基本計画策定方針について
7月5日・8日・10日・ 18日・22日	各課後期基本計画案について ヒアリング	20課を対象に実施
7月19日	第1回 審議会	・諮問 ・後期基本計画策定の基本的な考え方 ・今後のスケジュールについて
8月13日	第2回 幹事会	・後期基本計画 序論について ・後期基本計画 分野別計画 基本目標Ⅰ・Ⅱについて
8月22日	第2回 策定会議	・後期基本計画 序論について ・後期基本計画 分野別計画 基本目標Ⅰ・Ⅱについて
8月30日	第2回 審議会	・後期基本計画 序論について ・後期基本計画 分野別計画 基本目標Ⅰ・Ⅱについて
9月4日	第3回 幹事会	・後期基本計画 分野別計画 基本目標Ⅲ・Ⅳについて
9月17日	第3回 策定会議	・後期基本計画 分野別計画 基本目標Ⅲ・Ⅳについて
9月27日	第3回 審議会	・第2回審議会での御意見に対する検討事項について ・後期基本計画 分野別計画 基本目標Ⅲ・Ⅳについて
9月30日	第4回 幹事会	・後期基本計画 分野別計画 基本目標Ⅴ・Ⅵについて
10月15日	第4回 策定会議	・後期基本計画 分野別計画 基本目標Ⅴ・Ⅵについて
10月25日	第4回 審議会	・第3回審議会での御意見に対する検討事項について ・後期基本計画 分野別計画 基本目標Ⅴ・Ⅵについて
11月18日	第5回 幹事会	・後期基本計画（序論・計画の基本フレーム・基本計画） について
11月25日	第5回 策定会議	・後期基本計画（序論・計画の基本フレーム・基本計画） について
12月2日	第5回 審議会	・第4回審議会での御意見に対する検討事項について ・後期基本計画（序論・計画の基本フレーム・基本目標） について
12月11日～1月6日	意見募集（パブリックコメント） の実施	意見なし
令和7年1月14日	第6回 幹事会	・パブリックコメントの実施結果について ・後期基本計画最終案について
1月22日	第6回 策定会議	・パブリックコメントの実施結果について ・後期基本計画最終案について
1月30日	第6回 審議会	・第5回審議会での御意見に対する検討事項について ・パブリックコメントの実施結果について ・後期基本計画答申案について
2月14日	答申	

2

策定体制



- I
- II
- III
- 資料 (Materials)

3

審議会条例

昭和 48 年 6 月 28 日
北茨城市条例第 12 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、北茨城市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ北茨城市における総合計画に関する必要な事項を調査及び審議をする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 住民

(任期)

第 4 条 審議会の委員は、当該諮問にかかる事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会は、会長の定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4

審議会委員名簿

役職	氏名	所属等
会長	滝 修	北茨城市教育委員会委員
副会長	和田 祐司	北茨城市商工会会長
	篠原 裕治	北茨城市観光協会副会長
	坂本 善則	大津漁業協同組合専務理事
	小野 國光	北茨城市農業委員会会長
	山名 哲也	元北茨城青年会議所理事長
	大部 啓子	北茨城市女性連盟書記
	福田 尚子	子育て世代
	武子 能久	北茨城民宿組合組合長
	江森 美千代	北茨城市女性消防団
	石渡 のりお	集落支援員
	上神谷 英典	北茨城市議会（総務委員会）
	熊田 栄	北茨城市議会（文教厚生委員会）
	豊田 弘俊	北茨城市議会（産業建設委員会）

※所属等は委嘱をした時のものとなっています。

北企第3318号
令和6年7月19日

北茨城市総合計画審議会会長 様

北茨城市長 豊田 稔

第5次北茨城市総合計画について（諮問）

北茨城市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり
諮問します。

記

第5次北茨城市総合計画（後期基本計画）の審議について

北総審第1号
令和7年2月14日

北茨城市長 豊田 稔 様

北茨城市総合計画審議会
会長 滝 修

第5次北茨城市総合計画（案）について（答申）

北茨城市総合計画審議会条例第2条の規定により、令和6年7月19日付け北企第3318号で諮問された「第5次北茨城市総合計画（後期基本計画）（案）」について、慎重かつ詳細に審議を重ねてきた結果、別添のとおり答申します。

なお、総合計画を推進するにあたっては、下記の事項に留意され、将来都市像の実現に努めることを要望します。

記

- ・市民協働の理念を踏まえ、より一層の市政への市民参加を促進して本計画を推進すること。
- ・計画の推進にあたっては、行政評価に基づく成果を基本とした進捗状況の管理と、施策及び事業の改善・改革を継続的に実施し、基本目標の実現に取り組むこと。
- ・今後の人口減少と少子高齢社会に適切かつ迅速に対応し、将来にわたって地域社会の活力の維持・増進を図るために、柔軟性をもって本計画を推進すること。

以上

第5次北茨城市総合計画後期基本計画 (基本施策)とSDGsとの関連

第5次北茨城市総合計画後期基本計画（基本施策）とSDGsとの関連（1／2）

SDGsの目標 (ゴール)	基本目標Ⅰ				基本目標Ⅱ			基本目標Ⅲ
	I-1	I-2	I-3	I-4	Ⅱ-1	Ⅱ-2	Ⅱ-3	Ⅲ-1
	市民協働・ 市民参加 の推進	人権の 尊重	都市交流 の促進	行財政の 効率的 運営	健康・ 医療の 充実	地域福祉 の充実	社会保 障の充 実	学校教 育等の 充実
 1. 貧困をなくそう		●				●	●	●
 2. 飢餓をゼロに						●	●	●
 3. すべての人に健康と福祉を					●	●	●	●
 4. 質の高い教育をみんなに		●	●					●
 5. ジェンダー平等を実現しよう		●						
 6. 安全な水とトイレを世界中に								
 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに								
 8. 働きがいも経済成長も		●				●		
 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう								
 10. 人や国の不平等をなくそう		●	●		●	●	●	
 11. 住み続けられるまちづくりを	●			●	●	●	●	●
 12. つくる責任 つかう責任								●
 13. 気候変動に具体的な対策を								
 14. 海の豊かさを守ろう								
 15. 陸の豊かさも守ろう								
 16. 平和と公正をすべての人に	●	●	●	●		●		
 17. パートナリシップで目標を達成しよう	●	●	●	●	●	●	●	●

第5次北茨城市総合計画後期基本計画（基本施策）とSDGsとの関連（2/2）

SDGsの目標 (ゴール)	SDGsの目標 (ゴール)	基本目標Ⅲ		基本目標Ⅳ		基本目標Ⅴ		基本目標Ⅵ	
		Ⅲ-2	Ⅳ-1	Ⅳ-2	Ⅴ-1	Ⅴ-2	Ⅵ-1	Ⅵ-2	
		生涯学習 社会の 構築	地域の特性 を活かした まちづくり の推進	都市基盤 の充実	環境保全・ 循環型社会 の実現	安全・安心 の向上	産業の 振興	労働環境の 向上と 消費者行政 の推進	
 1. 貧困をなくそう						●		●	
 2. 飢餓をゼロに							●		
 3. すべての人に健康と福祉を	●		●	●					
 4. 質の高い教育をみんなに	●							●	
 5. ジェンダー平等を実現しよう									
 6. 安全な水とトイレを世界中に			●	●					
 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに					●				
 8. 働きがいも経済成長も							●	●	
 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう			●	●			●		
 10. 人や国の不平等をなくそう							●		
 11. 住み続けられるまちづくりを	●	●	●	●	●	●	●		
 12. つくる責任 つかう責任					●			●	
 13. 気候変動に具体的な対策を		●	●	●	●	●			
 14. 海の豊かさを守ろう				●	●				
 15. 陸の豊かさを守ろう				●	●				
 16. 平和と公正をすべての人に						●			
 17. パートナーシップで目標を達成しよう	●	●	●	●	●	●	●	●	

第5次北茨城市総合計画後期基本計画

発行年月 令和7（2025）年3月
発行 北茨城市
編集 北茨城市市長公室企画政策課
〒319 - 1592
茨城県北茨城市磯原町磯原 1630 番地
TEL 0293 - 43 - 1111（代表）

※表紙「六角堂」
所蔵先名「国立大学法人茨城大学五浦美術文化研究所」